

第42回宮城県地方港湾審議会幹事会議事録

日時 平成26年3月19日（水）

午後3時

場所 宮城県行政庁舎4階

特別会議室

第42回宮城県地方港湾審議会幹事会議事録

1 開催年月日及び場所

平成26年3月19日（水）午後3時から午後4時5分まで
宮城県行政庁舎4階 特別会議室

2 出席者の職名及び氏名

- | | |
|--|---------|
| ・ 仙台入国管理局総務課課長補佐
（仙台入国管理局総務課長 浅田 秀一 代理） | 小 駒 正 美 |
| ・ 横浜税関仙台塩釜税関支署総務課長 | 竹 内 眞 司 |
| ・ 横浜植物防疫所塩釜支所長 | 阿 部 淳 |
| ・ 東北経済産業局産業部産業振興課長 | 佐久間 恵 二 |
| ・ 東北運輸局交通環境部物流課長 | 藤 原 博 之 |
| ・ 東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所長 | 高 田 直 和 |
| ・ 宮城海上保安部交通課長 | 太 田 亨 |
| ・ 東北地方整備局企画部環境調整官 | 高 橋 弘 典 |
| ・ 仙台市都市整備局総合交通政策部交通政策課主査
（仙台市都市整備局総合交通政策部交通政策課長 小高 睦 代理） | 齊 藤 康 彦 |
| ・ 石巻市建設部参事兼河川港湾室長
（石巻市建設部長 土井 昇 代理） | 木 村 博 英 |
| ・ 塩竈市産業環境部次長兼商工港湾課長
（塩竈市産業環境部長 小山 浩幸 代理） | 佐 藤 修 一 |
| ・ 気仙沼市建設部長 | 佐 藤 清 孝 |
| ・ 女川町建設課長 | 武 山 欣一郎 |
| ・ 宮城県震災復興・企画部理事兼次長 | 後 藤 康 宏 |
| ・ 宮城県環境生活部環境生活総務課長
（宮城県環境生活部次長（技術担当）兼食と暮らしの安全推進課長 高橋 俊光 代理） | 菅 原 勝 則 |
| ・ 宮城県農林水産部次長 | 渥 美 英 夫 |
| ・ 宮城県土木部理事兼次長 | 高 橋 芳 行 |
| ・ 宮城県土木部次長（技術担当） | 門 傳 淳 |

3 議題

(1) 報告

第41回宮城県地方港湾審議会幹事会議案の処理について

(2) 審議

イ 議案第1号 仙台塩釜港港湾計画の軽易な変更について

ロ 議案第2号 仙台塩釜港（仙台港区）港湾隣接地域の変更について

ハ 議案第3号 仙台塩釜港（塩釜港区）港湾隣接地域の指定及び変更について

ニ 議案第4号 仙台塩釜港（石巻港区）港湾隣接地域の指定及び変更について

4 審議経過の概要

(1) 開会

幹事会を公開とすることについて事務局から確認がなされた。

(2) 挨拶

宮城県土木部門傳次長（技術担当）から、今回の幹事会の概要説明を含めて挨拶があった。

(3) 会議成立の確認

事務局から幹事総数20名中出席18名、うち本人出席13名、代理出席5名で過半数の定足数に達しており、宮城県地方港湾審議会条例第7条第2項及び同運営規則第6条第4項の規定により、本幹事会が成立していることが報告された。

(4) 報告

仙台塩釜港の港湾・海岸における復旧・復興状況等について

仙台塩釜港の港湾・海岸における復旧・復興状況等について、事務局から報告がなされた。

（質疑なし）

(5) 議長選出

幹事会の議長については、宮城県土木部次長（技術担当）の門傳幹事が務めるととされた。

(6) 議事録署名人の指名

横浜税関仙台塩釜税関支署総務課長の竹内幹事と東北経済産業局産業部産業振興課長の佐久間幹事が指名された。

(7) 議事

イ 報告

第41回宮城県地方港湾審議会幹事会議案の処理について

事務局から、第41回宮城県地方港湾審議会幹事会議案の内容及びその後の経過等が報告された。

(質疑なし)

ロ 審議

(イ) 議案第1号 仙台塩釜港港湾計画の軽易な変更について

事務局から、仙台塩釜港港湾計画の軽易な変更について、議案書及び資料により説明がなされた。

<議長 門傳幹事>

ただいま事務局から説明のありました議案第1号につきまして、御意見、御質問等はありませんか。

(質疑なし)

<議長 門傳幹事>

それでは、お諮りいたします。議案第1号につきましては、原案のとおり適当であると宮城県地方港湾審議会あて報告することにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

<議長 門傳幹事>

御異議がないようですので、原案のとおり適当であるとして、報告することにいたします。

<議長 門傳幹事>

それでは、議案第2号の審議に移りますが、議案第2号から議案第4号までにつきましては、宮城県地方港湾審議会運営規則第7条第2号の規定に基づき、幹事会に調査審議が委任されましたので、同運営規則第6条第2項の規定に基づき、審議の上、議決しようとするものです。

(ロ) 議案第2号 仙台塩釜港（仙台港区）港湾隣接地域の変更について

事務局から、仙台塩釜港（仙台港区）港湾隣接地域の変更について、議案書及び資料により説明がなされた。

<議長 門傳幹事>

ただいま事務局から説明のありました議案第2号につきまして、御意見、御質問等はありませんか。

(質疑なし)

<議長 門傳幹事>

それでは、お諮りいたします。議案第2号につきましては、原案のとおり適当であると決し、宮城県地方港湾審議会あて報告することにしたと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

<議長 門傳幹事>

御異議がないようですので、原案のとおり適当であるとして、報告することにいたします。

(ハ) 議案第3号 仙台塩釜港(塩釜港区)港湾隣接地域の指定及び変更について
事務局から、仙台塩釜港(塩釜港区)港湾隣接地域の指定及び変更について、議案書及び資料により説明がなされた。

<議長 門傳幹事>

ただいま事務局から説明のありました議案第3号につきまして、御意見、御質問等はありませんか。

(質疑なし)

<議長 門傳幹事>

それでは、お諮りいたします。議案第3号につきましては、原案のとおり適当であると決し、宮城県地方港湾審議会あて報告することにしたと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

<議長 門傳幹事>

御異議がないようですので、原案のとおり適当であるとして、報告することにいたします。

(ニ) 議案第4号 仙台塩釜港(石巻港区)港湾隣接地域の指定及び変更について
事務局から、仙台塩釜港(石巻港区)港湾隣接地域の指定及び変更について、議案書及び資料により説明がなされた。

<議長 門傳幹事>

ただいま事務局から説明のありました議案第4号につきまして、御意見、御質問等
はございませんか。

(質疑なし)

<議長 門傳幹事>

それでは、お諮りいたします。議案第4号につきましては、原案のとおり適当である
と決し、宮城県地方港湾審議会あて報告することにしたと思いますが、いかがで
しょうか。

(異議なしの声)

<議長 門傳幹事>

御異議がないようですので、原案のとおり適当であるとして、報告することにいた
します。

<議長 門傳幹事>

それでは、今回の報告事項、審議事項以外で御意見、御質問等はありませんでし
ょうか。

(発言なし)

<議長 門傳幹事>

ないようですので、以上をもちまして、本日の議事の一切を終了させていただきま
す。幹事の皆様には、慎重な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

<事務局>

これをもちまして、第42回宮城県地方港湾審議会幹事会を終了させていただきま
す。本日は、お忙しい中、御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

5 議決内容

議案第1号、議案第2号、議案第3号及び議案第4号について、原案どおり宮城県
地方港湾審議会へ報告することについて異議なく承認された。

宮城県地方港湾審議会運営規則第5条及び第8条の規定による議事録として適当であることを認め、署名押印する。

第42回宮城県地方港湾審議会幹事会

議事録署名人
